

## ○板倉町奨学金返還支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少克服・地方創生を図るための地方への移住促進の取組みとして、大学等を卒業後に就業する者で、本町に定住し、奨学金の返還を行う者に対して経済的負担軽減を図り、もって若者のふるさと回帰及び地域の活性化に資するため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 定住 本町の住民基本台帳に記録され当該住所地を生活の本拠としていることをいう。
- (3) 事業専従者 所得税法（昭和40年法律第33号）第57条に規定する青色事業専従者及び事業専従者をいう。

### (補助金の対象となる奨学金)

第3条 補助金の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金及びそれに係る利子
- (3) 板倉町奨学資金貸与に関する条例（平成4年板倉町条例第18号）に基づき、板倉町が貸与する奨学金
- (4) 国又は地方公共団体が貸与する奨学金
- (5) その他町長が認める奨学金

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等を卒業し、就業しており、次に掲げる事項のいずれかに該当する者。ただし、国家公務員又は地方公務員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。）として就業している者を除く。

ア 労働契約に基づき雇用されている者

イ 個人で農業その他事業を営む者又はその事業専従者

(2) 第9条に規定する交付の申請をする年度の翌年度の4月1日において、満40歳未満の者

(3) 大学等の在学期間に奨学金の貸与を受け、卒業後に奨学金の返還を開始しており、滞納していない者

(4) 本町に定住をしている者

(5) 第6条第1項に規定する板倉町奨学金返還支援認定申請書の提出日から起算して5年を超えて本町に定住をすると誓約できる者

(6) 補助対象者及び補助対象者の属する世帯員の中に町税（板倉町税条例（昭和30年板倉町条例第20号）第3条に規定する町税をいう。）を滞納している者がいないこと。

(7) 板倉町暴力団排除条例（平成24年板倉町条例第16号）第2条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団員等でないこと。

(8) 他の奨学金返還支援を利用していない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助金の交付を申請する年度（以下「申請年度」という。）の前年度に返還した奨学金の合計額に2分の1を乗じた額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、上限を15万円とする。

2 繰上返還及び滞納繰越による奨学金の返還額は、前項に規定する補助対象の返還金額に含まないものとする。

3 第1項に規定する補助金の交付の対象となる期間は、5年を限度とする。

（補助対象者の認定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、初年度に限り板倉町奨学金返還支援認定申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類

(2) 大学等を卒業したことを証明する書類

(3) 就業証明書（別記様式第2号）又は自営業等従事申立書（別記様式第3号）及び確定申告書の写し

(4) 誓約書（別記様式第4号）

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定の適否を決定し、板倉町奨学金返還支援認定（却下）通知書（別記様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助認定者（以下「認定者」という。）に係る認定者名簿（別記様式第6号）を作成し、認定者の把握に努めるものとする。

（認定者の変更届）

第7条 認定者は、次の各号のいずれかに該当する事情が生じたときは、速やかに板倉町奨学金返還支援認定変更届（別記様式第7号）にその事実を証する書類を添えて町長に提出するものとする。

（1） 認定者の住所及び氏名に変更が生じたとき。

（2） 認定者の就業又は事業に変更が生じたとき。

2 町長は、前項に規定する変更届を受理したときは、板倉町奨学金返還支援認定変更承認通知書（別記様式第8号）により認定者に通知するものとする。

（認定の取消し等）

第8条 町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとし、板倉町奨学金返還支援認定取消通知書（別記様式第9号）により当該認定者に通知するものとする。

（1） 補助金の交付を辞退しようとする申出があったとき。

（2） 奨学金の返還が免除されたとき。

（3） 虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

（交付の申請等）

第9条 補助金の交付の申請をしようとする認定者は、申請年度の9月1日から12月28日までに板倉町奨学金返還支援補助金交付申請書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 就業証明書又は自営業等従事申立書及び確定申告書の写し

（2） 申請年度の前年度に返還した奨学金の合計額が分かる書類並びに返還するべき奨学金の残額及び返還に係る残りの期間が分かる書類

（3） その他町長が必要と認める書類

（交付の決定及び補助金の確定）

第10条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定するとともに、補助金の額を確定し、板倉町奨学金返還支援補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第11号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による交付決定兼確定通知を受けた者は、板倉町奨学金返還支援補助金請求書（別記様式第12号）により、補助金の請求を行うものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を受けた交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

- （1） この要綱の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき
- （2） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- （3） その他町長が不相当と認めたとき

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月25日板倉町告示第91号）

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5年8月22日板倉町告示第95号）

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年8月22日板倉町告示第92号）

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

板倉町奨学金返還支援認定申請書

[別紙参照]

別記様式第2号（第6条、第9条関係）

就業証明書

[別紙参照]

別記様式第3号（第6条、第9条関係）

自営業等従事申立書

[別紙参照]

別記様式第4号（第6条関係）

誓約書

[別紙参照]

別記様式第5号（第6条関係）

板倉町奨学金返還支援認定（却下）通知書

[別紙参照]

別記様式第6号（第6条関係）

認定者名簿

[別紙参照]

別記様式第7号（第7条関係）

板倉町奨学金返還支援認定変更届

[別紙参照]

別記様式第8号（第7条関係）

板倉町奨学金返還支援認定変更承認通知書

[別紙参照]

別記様式第9号（第8条関係）

板倉町奨学金返還支援認定取消通知書

[別紙参照]

別記様式第10号（第9条関係）

板倉町奨学金返還支援補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第11号（第10条関係）

板倉町奨学金返還支援補助金交付決定兼確定通知書

[別紙参照]

別記様式第12号（第11条関係）

板倉町奨学金返還支援補助金請求書

[別紙参照]